

国の利害に係る争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議（第 11 回）

日時：7 月 30 日（水）14:30～14:45

場所：官邸 4 階大会議室

- 1 予防司法支援制度について
- 2 質疑応答

配付資料

国の利害に係る争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議

（令和 7 年 7 月 3 0 日）

国の利害に係りのある争訟等への 対応に関する関係府省庁連絡会議

令和7年7月30日

予防司法支援制度の活用

予防司法支援制度

具体的な争訟に至る前に法的問題について
照会・助言するもの

- どのような案件・タイミングであっても照会可能
- これまでの豊富な裁判の経験・法的知見をもとに支援

事案に応じた柔軟な対応

➤ 継続的な関与

⇒ 一貫した対応の確保、訴訟担当部門との連携も

➤ ニーズを踏まえた迅速な回答

⇒ 初期対応からの適正確保、その後のフォローも